

\*\*\*\*\* 日本西洋史学会第37回大会 \*\*\*\*\*

# 部会別研究発表要旨

1987年 5月17日

熊本大学文学部

## 日本西洋史学会第37回大会プログラム

期日 1987年5月16日(土)・17日(日)

第1日	5月16日(土)	熊本郵便貯金会館
理事会	11:30~12:30	同会館会議室
公開講演	13:30~17:00	同会館ホール
I	九州大学教授 森 洋 「カペー家・ロベール家の起源」	
II	東北大学教授 吉岡 昭彦 「近代イギリス予算制度の特質~19世紀後半から20世紀初頭を 対象として~」	
総会・懇親会	17:30~19:30	同会館「白川の間」
第2日	5月17日(日)	熊本大学 文学部
受付開始	9:00~	文・法学部入口
部会別研究発表	9:30~17:00	文・法学部講義棟
第1部会	10:00~16:00	B 2 教室
第2部会	9:30~17:00	B 1 教室
第3部会	10:00~16:00	B 3 教室
第4部会	9:30~17:00	A 2 教室
第5部会	9:30~17:00	A 1 教室

## 部会別研究発表

### 第1部会 文・法学部 B2教室

午前の部 (10:00~12:00)

- 1 山本晴樹 (別府大学) 「Colonia Narbo Martiusの建設~その建設年代をめぐって~」  
司会 弓削 達 (フェリス女学院大学)
- 2 荻原英二 (上智大学) 「不当取得返還請求裁判の性格について~E.S.Gruenの主張の検討~」  
司会 松本 宜郎 (東北大学)

《昼食 12:00~13:00》

午後の部 (13:00~16:00)

- 3 浦野 聰 (東北大学) 「ローマ帝政期・小アジアにおける非都市共同体の都市昇格をめぐって」  
司会 馬場 典明 (九州大学)
- 4 中谷 功治 (大阪大学) 「スラヴ人トーマスの乱~9世紀初頭におけるビザンツ帝国とテマ~」  
司会 井上 浩一 (大阪市立大学)
- 5 伊藤 貞夫 (東京大学) 「古典期アテネのフラトリア~IGII<sup>2</sup>1237の場合~」  
司会 藤縄 謙三 (京都大学)

### 第2部会 文・法学部 B1教室

午前の部 (9:30~12:00)

- 1 福田 誠 (就実女子大学) 「ノルマンディ: 911年-1066年~アングロ=ノルマン国家成立の前提~」
- 2 吉武 憲司 (慶応大学) 「イギリス中世史上におけるノルマンディの位置 (1066-1204年) ~Cross-channel baronageの意義~」

### 3 新井 由紀夫 (東京大学)

「15世紀イングランドにおけるジェントリの結婚について」

司会 井上 泰男 (北海道大学)

鵜川 馨 (立教大学)

佐藤伊久男 (東北大学)

《昼食 12:00~13:00》

午後の部 (13:00~17:00P)

小シンポジウム 「西欧中世における都市と農村・再論」

- 4 森本 芳樹 (九州大学) 「西欧中世における都市と農村~日欧研究状況の比較による問題提起~」
- 5 佐藤 彰一 (名古屋大学) 「中世初期フランス中部の都市と農村領域~civitas, villa, vicus, colonica etc.~」
- 6 斉藤 綱子 (明治大学) 「12・3世紀エノー伯領における都市と農村~慣習法文書と『自由と自治』~」
- 7 田北 廣道 (福岡大学) 「14-16世紀大都市・周辺地間の経済的諸関係の一側面~ケルン甲冑工ツンフトの場合~」  
司会 城戸 毅 (東京大学)  
清水広一郎 (東京都立大学)

### 第3部会 文・法学部 B3教室

午前の部 (10:00~12:00)

- 1 柳沢 伸一 (西南女学院短期大学) 「16世紀前半における帝国都市の対外政策」  
司会 斉藤 泰 (熊本女子大学)
- 2 山本 雅通 (早稲田大学) 「スイス=フランス傭兵契約同盟~チューリヒの場合~」  
司会 森田 安一 (東京学芸大学)

《昼食 12:00~13:00》

午後の部 (13:00~16:00)

- 3 藤井 潤 (日本大学) 「アルシュテット滞在期のトマス・ミュンツァー」  
司会 田中 真造 (広島大学)
- 4 渡辺 伸 (京都大学) 「『仮信条協定』とシュトラースブルク宗教改革」  
司会 中村賢二郎 (京都大学)
- 5 内田 日出海 (早稲田大学) 「アルザスにおける地域的アイデンティティの形成 (1648-1815年)」  
司会 魚住 昌良 (国際基督教大学)

第4部会 文・法学部 A2教室

午前の部 (9:30~12:00)

- 1 真鍋 周三 (高松高等予備校) 「18世紀ペルーにおけるトウパック・アマルの反乱の帰結」  
司会 青木 芳夫 (奈良大学)
- 2 菅原 秀二 (北海道大学) 「イギリス革命期ロンドン民衆運動の一側面～ロンドンの徒弟層と『徒弟議会』をめぐって～」  
司会 今井 宏 (東京女子大学)
- 3 工藤 光一 (東京大学) 「1851年12月蜂起の構造～南仏プロヴァンス地方を中心に～」  
司会 二宮 宏之 (東京外国語大学)

《昼食 12:00~13:00》

午後の部 (13:00~17:00)

- 4 福永 智全 (広島大学) 「イギリス首都計画をめぐる政治：1888-1914年」  
司会 古賀 秀男 (山口大学)
- 5 高田 実 (東北大学) 「失業予防論とイギリス労働党～第一次大戦前におけるイギリス労働党の失業政策論～」  
司会 井上 巽 (小樽商科大学)

- 6 加藤 義明 (早稲田大学) 「ドイツ共産党の労働組合政策～RGO政策～」

司会 篠塚 敏生 (熊本大学)

- 7 松川 克彦 (京都産業大学) 「1939年、ポーランドの対イギリス政策」

司会 亀井 紘 (八幡大学)

第5部会 文・法学部 A1教室

午前の部 (9:30~12:00)

- 1 白井 洋子 (東京国際大学) 「ペンシルヴェニア植民地のインディアン『友好』政策について」
- 2 浜 文章 (立教大学) 「チェサピーク・アンド・オハイオ運河におけるアイルランド人移民と暴動」
- 3 寺崎 宣昭 (神奈川大学) 「アメリカ産業革命期におけるフィラデルフィア繊維工業の発展基盤～19世紀前半ペンシルヴェニア州東部の市場構造の検討を通して～」

《昼食 12:00~13:00》

午後の部 (13:00~17:00)

- 4 川島 正樹 (立教大学) 「『アトランタ妥協』の再検討～タスキーギ校をめぐるブッカー・T・ワシントンの黒人『自助』の展開～」
- 5 田中 きく代 (関西学院大学) 「アンテ・ベラム期の救貧政策にみられるネイティビズムについて」
- 6 山田 史郎 (同志社大学) 「19世紀末アメリカの流浪失業者をめぐって」
- 7 森田 英之 (鹿児島大学) 「アメリカにおける経済急進派知識人の戦後対日構想」

司会 池本 幸三 (竜谷大学)

富田 虎男 (立教大学)

野村 達朗 (愛知県立大学)

安武 秀岳 (愛知教育大学)

# 第 1 部 会

## 研究発表者

- 1 山 本 晴 樹 (別府大学)
- 2 萩 原 英 二 (上智大学)
- 3 浦 野 聡 (東北大学)
- 4 中 谷 功 治 (大阪大学)
- 5 伊 藤 貞 夫 (東京大学)

# 1 Colonia Narbo Martius の建設

—その建設年代をめぐって—

山本晴樹

Colonia Narbo Martiusは前2世紀末、イタリア外における事実上最初のローマ市民植民市として建設された。そしてカエサル期に再植民され、その後 Narbo は属州 Narbonensis の首都となっていく。

本報告では Colonia Narbo Martius の建設に焦点を絞り、とりわけその建設年代を考察することにした。

Colonia Narbo Martius の建設年代に関しては従来様々な説が出されてきたが、本報告ではそれを整理し、現時点で考える妥当な年代を設定したい。またこの時期はローマ市民植民市の建設目的が軍事的なものから政治的・経済的なものへ転換する時期でもあるので、Colonia Narbo Martius の建設の意味するところのものをも合わせて考察したい。

## 2 不当取得返還請求裁判の性格について

—E.S.Gruen の主張の検討—

萩原英二

紀元前149年、カルプルニウス法により不当取得返還請求の常設法廷が設立されたが、当法廷の設立の意図について、新属州設立のための下準備、あるいは元老院支配強化または同盟者等の保護を目的とした元老院の意向に沿わない政務官達の行動の抑制あるいは是正のため、というような見解が出されている。設立時の意図については以上のような状況であるが、では設立後の当法廷は現実的にいかなる性格を有して機能していたのかという点に関しては次の二つの見解に分けられるであろう。即ち、Cic., Div. in Caec. 17の「全ての不当取得返還請求の法は同盟者のために決定されている」というキケロの言葉を修辭的な表現に過ぎないとして、法廷とはローマ支配層内部の政治闘争の道具である(E. S. Gruen)というものと、当法廷は同盟者・属州民等への責任を考慮に入れて存在していた(E. Badian)というものである。

以上のような状況を前提として、今回の発表に於いては当法廷の裁判がいかなる性格をもって機能していたかという問題に重点をおき、Gruenの主張の是非について考察を展開することとする。また合わせて、当法廷を仲立ちとしてのローマと同盟者等との関係をも考えてみたい。さて、そこに於いては、カルプルニウス法以下の不当取得関係諸法における議論多き諸規定の検討を行うのではなく、不当取得の裁判自体の実際の姿を追うことによりその答えを求めてみたい。諸事件の裁判の状況を史料に即して再構成することにより、より明確な姿が浮かび上がってくると思われるからである。その際の検討対象はGruenと同じく法廷設立からスラの法廷改革までのものとし、尚且つ特徴ある裁判に限って考察を行うこととする。

### 3 ローマ帝政期、小アジアにおける非都市共同体の都市昇格をめぐって

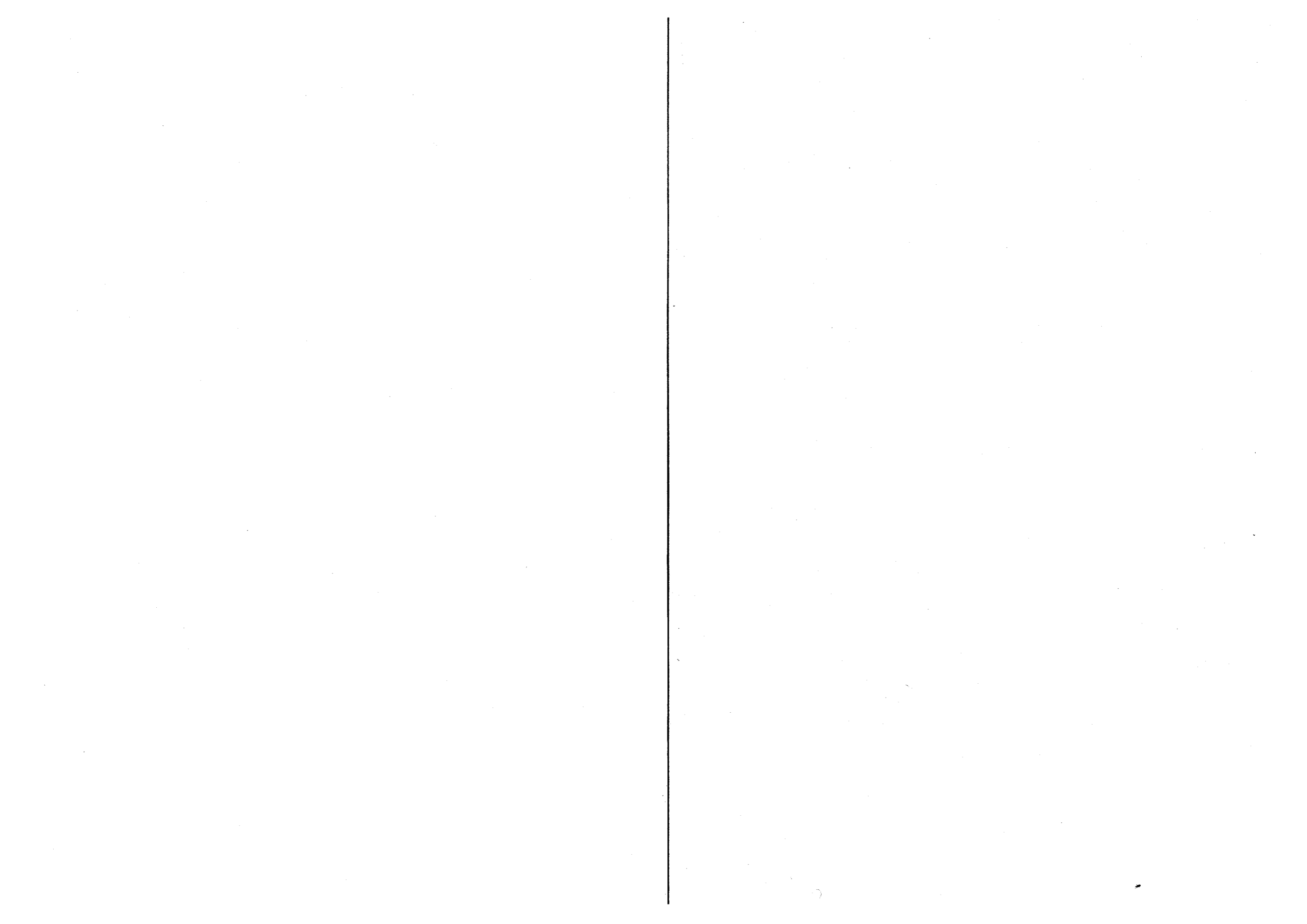
浦野 聡

本報告で取り扱われる非都市共同体に対する都市としての法的地位付与は、三世紀以降、都市領域内村落や皇帝領村落に対してなされてきたことから、最近、I. S. Svencickajaは、この現象を、帝国のイニシアチヴによって既存の都市の自治、あるいはその支配領域を解体していくものとみなし、帝政前期における都市的中心とその農村領域（territorium, chora）の政治・司法・社会経済上の有機的統一性を解体させる一要因であると考えた。しかしながら、彼女においては、既存の都市とその農村領域（あるいは支配領域）との間の有機的統一性が、その農村領域に属する村落の都市昇格によっていかなる意味で解体していったのか、あるいはいかなるをえなかったのか十分に論じられているとは言い難い。またこの時代に新しく創出された都市が古代末期の帝国の構造の中でいかなる役割を果たし、いかなる位置を占めたのかも明確に述べられていない。

本報告はこの問題について、ほとんど唯一包括的に取り扱ったA. H. M. Jonesの研究を現代的研究の進展の状況にてらして再検討しつつ、かかる都市昇格の事例がとりわけ数多く見られ、後の東部帝国の中核地帯を占めたであろう小アジアに限定し、以下に設定された課題を究明することを目的とする。すなわち(1) 三世紀以降あらたに都市と認知された共同体は帝政前期のそれとその社会構造の上でいかに異なっていたか。(2) これらの共同体はいかなる理由によって都市に昇格されたのか。(3) かかる昇格は、既存の都市的中心とその領域内の共同体の間のいかなる関係を解体したのか、そして解体されたのはSvencickajaのいうごとき社会構造上の統一的連関であったのか、の三点である。

我々は、以上三点にわたって分析していくことで、最終的には、三世紀以降の非都市共同体の都市昇格が従来の帝政前期的な意味での都市的中心とその農村領域との間の有機的統一性を解体していこうとしたのでもなければ、現実にそうした効果を持ったわけ





## 第 2 部 会

### 研究発表者

- 1 福 田 誠 (就実女子大学)
- 2 吉 武 憲 司 (慶応大学)
- 3 新 井 由紀夫 (東京大学)
- 4 森 本 芳 樹 (九州大学)
- 5 佐 藤 彰 一 (名古屋大学)
- 6 斉 藤 綱 子 (明治大学)
- 7 田 北 廣 道 (福岡大学)

# 1 ノルマンディ：911年—1066年

—アングロ=ノルマン国家成立の前提—

福 田 誠

ヴァイキングの首長ロロと西フランク王シャルル3世との協約によって興ったとされるノルマンディは、イングランドのヨーク王国と並んでスカンディナヴィア系の君主のもとにヴァイキングの植民による自立した支配領域を形成したが、その永続性と政治的重要性とにおいてヨーク王国をはるかに凌いでいた。

すなわち、ノルマンディは少なくとも1135年までロロの男系の子孫が君主の地位を継承し、1204年に至るまでフランス王から自立した支配領域を保った。また、ノルマンディは紀元千年前後から北西ヨーロッパ有数の諸侯領となり、11世紀半ばのギョーム2世の治世にはメーヌ・ブルターニュ・フランドルへの影響力を強め、さらには1066年イングランド王国を併合して、いわゆるアングロ=ノルマン国家を現出し、それ以後アンジュ帝国時代を経て英仏百年戦争にまで至る英仏両王の争いの因をつくることになる。

本報告では、ノルマンディの成立からイングランド併合までの、主として政治的経緯を次のようにたどりたいと思う。

最初に、10世紀の北西フランスにおけるカロリング家とロベール/カペー家の権力闘争のさ中でロロの家系が支配領域を広げ、ノルマンディの範囲が確定する過程を述べ、次いで、紀元千年前後からギョーム2世治世前半まで近隣諸侯領との政治関係をたどって、11世紀前半のフランス王国におけるノルマンディの位置付けを行う。

そして最後に、同じく紀元千年前後からのイングランドとの諸関係を概観し、1066年のイングランド王位継承問題及びギョーム2世によるイングランド征服・併合に至る事情を明らかにしたい。

## 2 イギリス中世史における ノルマンディーの位置(1066—1204年)

— Cross-channel baronage の意義 —

吉 武 憲 司

近代的ナショナリズムの観点からイギリス中世史をイングランド一國史として自己完結的なものとして捉える理解は、近年英国においても改められつつある。たとえば、ル・パトゥーレルなどの歴史家は、十二世紀イギリス史をノルマンディーや一般に「アンジュー帝国」と呼ばれる地域を含めて理解すべきことを主張している。

確かに十二世紀後半のイングランドはこの「アンジュー帝国」の一部としてのみ理解することが可能であるが、「アンジュー帝国」そのものは内的統一性を持たず、単に国王の人格によって統一される雑多な地域の寄せ集めに過ぎなかった。しかし、この「帝国」の中でイングランドとノルマンディーは有機的統一性を持つ政治的単位と見なすことができる。1066年のノルマン・コンクエストから1204年のノルマンディーの喪失に至るまで有力なアングロ・ノルマン貴族はイングランドとノルマンディーの両方に所領を保有しており、この Cross-channel baronage が十二世紀のイングランドとノルマンディーにその歴史的行政的相違にもかかわらず統一性を与えていたのであった。このような所領の存在はイングランドとノルマンディーが分離されることなく一人の君主によって统一的に統治されることを要求し、貴族層の間に「イングランド」の国民意識が形成されることを妨げていた。

今回の発表では、十二世紀イギリス政治史を理解するひとつの鍵としての Cross-channel baronage の役割を明らかにする。まず、アングロ・ノルマン期(1066—1154年)においていかに Cross-channel baronage が政治的重要性を持ち、いかにアングロ・ノルマン貴族が自己の Cross-channel baronage の保全のためにイングラインとノルマンディーの統一を目指して行動したのかを説明する。そして次に、イングランドとノルマンディーの統一を第一とした Cross-channel baronage の役割が「アンジュー帝国」

の中で(1154—1204年)どのように変化したのか、また、1204年のイングランドとノルマンディーの分離の原因、アングロ・ノルマン貴族がイングランドの貴族へと変わってゆく過程を明らかにする。

### 3 15世紀イングランドにおけるジェントリの結婚について

新井 由紀夫

15世紀のイングランドにおけるジェントリは、地方の政治社会で、主たる役割を担う重要な社会階層であったが、彼らの家系や、その周囲でおこった、結婚に関する問題や結婚の実態をまとめてみたい、というのが本報告の目的である。

イングランド中世の結婚に関する研究には主に二つの流れがある。ひとつは、財産、相続法上の結婚という問題を、landed familyを対象とし、財産の維持・拡大における結婚の意味とは何であったのか、という視角からとらえようとするものであり、もうひとつは、教会と結婚という問題を、都市民や都市の周辺に住む人々を対象とし、主に、個人の意思の有無や、結婚成立に関して持ち上がった問題の調査、という視角からとらえようとするものであった。

どちらも、異なる史料を異なる角度から検討してきた。例えば前者は、大貴族や王族の、中央における政治上のコンテキストに、彼らの結婚という、結果となってあらわれた具体的事実のみを安易に結び付けがちであり、また後者は、教会裁判等の記録をもとに、教会の立場からみた結婚に主眼を置いていた。

政治史、社会史あるいは女性史として結婚を取り上げるにしても、結婚までのやりとりや、縁談だけに終わった例、また結婚後の生活まで、周囲の状況と関連させながら広く探ったうえで議論を進めねばならない。そこで本報告では、ジェントリの二つの家系、パストン家（ノーファク）、プラムプトン家（ヨークシア）を例にとり、彼らの残した書簡史料や結婚契約書等をもとに、彼らの家系とその周囲にいて交流していた人々という、一つの社会的にまとまった集団と結婚との関係のケース・スタディを行ってみたい。具体的には1380年代から1510年代まで史料にあらわれた縁談や結婚約80件を分析・整理し、その実態を探ってみたい。

## 《小シンポジウム 西欧中世における都市と農村・再論》

### 4 西欧中世における都市と農村

— 一日・欧研究状況の比較による問題提起 —

森 本 芳 樹

1978年に九州大学で開かれた西洋史学会大会では、シンポジウム『西欧中世における都市と農村』が行われたが、その結果を具体化すべく、『西欧中世都市＝農村研究会』が発足し、1) 1960年以降ヨーロッパ学会動向の把握と、2) 史料類型に留意した個別研究とを目標として、研究活動を続けてきた。今回のシンポジウムは、この研究会の成果を検討に付すべく企画されたが、この報告では、現在の日本とヨーロッパとの学会状況を重ね合わせて考察することによって、問題提起としたい。

1970年代後半における都市・農村問題への関心は、歴史学にも強い刺激を与え、日本史での「都市と農村」の捉え方にも、変化が生じたと思われるが、西洋中世史にあっては、それまで広く考察の枠組となっていた。「都市優位論」への反省が課題となった。わが国学会では、それを体現するH. ピレンヌ学説の重みが圧倒的であったが、それには、大塚久雄氏と増田四郎氏とによる極めて高い評価による所も大きかった。中世都市に対する両者の見方は異なるが、ピレンヌ摂取が主として、日本の近代化という関心から行われたことは共通である。

前記の研究会は、この課題に取り組むべく発足したが、そこで明らかにされた1960年以降ヨーロッパ学会の研究動向は、1) 都市概念の柔軟化と都市機能の広範囲な検出による、都市と農村との区別の相対化。多様な規模と性格の集落への関心と都市現象連続の強調。2) 地域的枠組の重視。農村発展中心地としての都市の把握。都市経済の多層的描写。3) 封建社会における都市の正統的位置の確認、などを主要点としており、近代的都市観念の中世史への安易な投影を拒否するという、共通の姿勢に基づいている。

こうした研究動向は、様々な思想的立場と結びついており、新たな都市ないし農村概

念によって、イデオロギー上の牽引力を発揮する性格のものではない。しかし、都市と農村との幸せな関係の探究に寄与しうするためには、歴史学が真剣に取り組まねばならない課題を示しており、われわれもこれに学びつつ、ヨーロッパ学界を上回る速度での研究の進展を目指しうるのである。

## 5 中世初期フランス中部の都市と農村領域

— civitas, villa, vicus, colonica etc. —

佐藤 彰 一

中世都市形成の歴史過程と、その基本性格をめぐる議論のなかで、アンリ・ピレンヌとハンス・プラニーツの見解が、久しく支配的な学説として大きな影響をおよぼしてきたのは周知のことである。しかしその後の研究は、都市形成にあたっての農村領域の寄与の重要性を明らかにし、また中世都市の「封建的」性格を多面的に別出することによって、両者の構想への根本的な批判を促す結果となっている。このような動きは、例えばフランスでは、主に古代史・考古学研究の分野での都市建設と周辺 villa 経済編成の解明、ベルギーでは中世農村史の成果、西ドイツ、オーストリアでは中心地理論の影響、イギリスでは、中世初期の考古学的所見の市場経済理論を適用しての解明の試みなど、出発点も分野も異なり、先行学説への批判の度合いも一様ではない。だが共通して見られるのは、都市と農村を、対照的・対立的かつ異質な二つの世界として捉えることをやめ、この二要素を一体としてとらえ、その中における両者の関係構造、所与の時代におけるその独自性と、変動の軌跡を通時的にたどること、都市と農村の双方を包みこんだ、「領域」の形成史としてその歴史の再構成しようとする傾向である。こうした考えの前提を成すのは、都市と農村を結びつける多様な絆のうち、主要なひとつである貨幣を媒介とした交換活動が、在地間、遠隔地間を問わず、「断絶」という表現にはふさわしくない内容をもって、末期ローマから中世初期を通じて存続したという認識の定着である。この点、考古学の分野での技術革新、方法論の精緻化、資料所見の飛躍的拡大が与って力があつた。以上のような新たな動向の一端は、森本編・翻訳集『西欧中世における都市と農村』（1987）所収の諸論文に示されている。

こうした動向を踏まえて、報告では主にフランス中部の諸地方を対象に、中世初期の civitas, villa, vicus, colonica, locus 等がとり結ぶ関係を様々な観点から考察し、地域的特性をも明らかにしたい。

## 6 12・13世紀エノー伯領における都市と農村

—慣習法文書と「自由と自治」—

齋藤 綱子

都市と村落を単独の指標をもって識別することの無効性は、ベルギー学会においてもこの間指摘されているところである。しかし、何らかの方法で「都市」を抽出しようとすれば、各指標は都市・村落双方に共通するものであるが故に、両者を改めて対比する糸口となろう。本報告は、農村的色彩が濃いとされるエノー伯領の慣習法文書を素材とし、14-16世紀に〈bonnes villes〉として現れる集落を「都市」と規定した上で、都市と村落の「自由と自治」の共通性・対峙性を探ろうとするものである。

慣習法文書の主要な内容である 1) 領主制的賦課 2) 商業的特権 3) 集落管理機構とその機能を分析してみると、1)と2)においては都市・村落の際立った相違点はみられず、3)において〈bonnes villes〉の制度上の自治が極めて強いという明確な相異が指摘される。ところで、エノー伯領では12世紀第4四半期以降刑法に関する領邦法がエノー伯によって制定されていくが、時を同じくして伯から賦与された〈bonnes villes〉の慣習法文書にはそれを意味するLex Patrieの語もしくはそれと同一の内容が現われており、上述の村落管理の役人が強く関わったのもこれらの刑法規定であった。伯は12世紀後半まずその影響力の及ぶ集落の法を領邦の法的統一の素地形成に利用しているのであり、この時期のエノー伯領の都市は伯の領邦政策という政治的射程に浮上した集落とみなすことができると思われる。

しかしながら、小都市・極小都市が圧倒的数を占めるエノー地方では、〈bonnes villes〉と村落とは性格の基本的部分において大きく交錯しているが故に、政治的視角からのみ両者を区別することには問題があろう。この点を補足するためには、「自由」の地理的・年代的分布を視野にいれて〈bonnes villes〉を相対化してみると、それは地域的性格に規定された村落との厚い共通の基層をもっており、村落から峻別されねばならない程の内容を示しているわけではない。中世盛期エノー伯領では、時間的にわずかに先

行して発展した集落が伯の政策と結びついて12・13世紀に都市的集落の途につき、やがて〈bonnes villes〉へと成長していったと結論することができるのであるまいか。



## 7 14—16世紀大都市・周辺地間の経済諸関係の一側面

—ケルン甲冑工ツンフトの場合—

### 田 北 廣 道

本報告では、研究史上いわば「古くて新しい」テーマに属する中世後期・近世初期の都市・農村関係の問題に対して、ケルン空間の事例を素材に新たな視点から接近を試みる。多少詳言すれば、中世後期の都市・農村関係／「プロト」工業化／ツンフト・手工業史の各分野で近年相次いで斬新な成果が寄せられているドイツ学界の動向を手掛かりに、特に各分野の成果の橋渡しを図りながら、次の通説に再検討を加えていく。すなわち、「生業」説と総称される静態的なツンフト論を抛り所<sup>1</sup>、中世後期以降のツンフトを、閉鎖的傾向の顕在化と農村工業の禁圧とに象徴的に表現されるように、近代的進化のその阻害者と捉える見方がそれだ。なお、報告手順を記せば以下の通りである。

まず、〈はじめに〉では、(1)前記の3分野に関する研究動向の概観を通じて問題の所在とアプローチ方法が明らかにされる。また同時に、(2)14—16世紀ケルンのツンフト・手工業をめぐる研究史（就中、イルジーグラの主張する「経済統一体」）の概観から、対象の限定が行われ、併せて史料の伝来状況にも言及される。

次いで、〈I〉ではツンフトの周辺地諸関係にとって不可欠な諸前提、すなわち、(1)経済局面の変化、(2)ツンフトの内部関係、(3)原料・製品市場、の問題がとくに製鉄技術・甲冑型式の変化など技術史の成果と絡めて概観される。

続く〈II〉では、ツンフトの周辺地関係が考察される。そして(1) c.1470～1550年の全盛期については、有力会員による研磨水車の建設とツンフト会員への問屋制的関係の拡充を軸に、都市内外にわたって形成された工程間でバランスのとれた生産組織を検証することで、市場拡大を前にツンフトの示した敏速な対応ぶりを浮彫りにする。(2)1550年以降の後退期については、対外競争の激化・原料不足の深刻化に対する積極的対応の試みを、ツンフトによる水車建設を梃子とした仕上工程への傾斜と捉え、併せてこの時期ツンフトによる柔軟な対応を妨げていた（少なくともツンフトの目に映った限りでの）

要因を、1570年ツンフトが都市当局に提出した苦情書を手掛かりに探っていく。

〈結び〉では、若干の展望を込めつつ冒頭に提起した問題に回答を寄せる。

1947  
1948  
1949  
1950  
1951  
1952  
1953  
1954  
1955  
1956  
1957  
1958  
1959  
1960  
1961  
1962  
1963  
1964  
1965  
1966  
1967  
1968  
1969  
1970  
1971  
1972  
1973  
1974  
1975  
1976  
1977  
1978  
1979  
1980  
1981  
1982  
1983  
1984  
1985  
1986  
1987  
1988  
1989  
1990  
1991  
1992  
1993  
1994  
1995  
1996  
1997  
1998  
1999  
2000  
2001  
2002  
2003  
2004  
2005  
2006  
2007  
2008  
2009  
2010  
2011  
2012  
2013  
2014  
2015  
2016  
2017  
2018  
2019  
2020  
2021  
2022  
2023  
2024  
2025

## 第 3 部 会

### 研究発表者

- 1 柳 沢 伸 一 (西南女学院短期大学)
- 2 山 本 雅 通 (早稲田大学)
- 3 藤 井 潤 (日本大学)
- 4 渡 辺 伸 (京都大学)
- 5 内 田 日出海 (早稲田大学)

## 1 16世紀前半における帝国都市の対外政策

柳 沢 伸 一

この発表の目的は、表題に掲げたテーマを研究することの意義を、近年の諸研究に学んで明らかにすることである。

第一に、帝国都市の共同政策に関する研究をとりあげる。従来の研究を代表する M. Brecht や市川依子氏は、帝国議会や都市会議で展開された帝国都市の共同政策の宗教的性格を強調し、宗教改革の発展による諸都市の宗教的分裂が共同政策を崩壊させ、皇帝と帝国との分離、帝国都市の政治的意義の後退を招いたとしている。之れに対し G. Schmidt は、帝国都市の共同政策の宗教的性格を極めて限定的に評価し、宗教的分裂にもかかわらず、帝国都市当局がオプリーヒカイトとしての地位を守るため皇帝と同盟する政策を共同して維持したことを強調する。彼の主張は、この時期に対する宗教改革の規定性を限定して評価する点において H. Angermeier の主張と、皇帝との同盟を追求する帝国都市の共同政策が存続したことを認める点で T. A. Brady の主張と共通する。わが国でも、帝国の存在が帝国都市を含めた身分制的政治社会の構造維持に貢献したことが明らかにされつつあるとき、これらの研究は、16世紀前半のドイツ史の理解を前進させる上で意義あるものと思われる。

第二に、帝国都市の対外政策を規定した諸要因に関する研究をとりあげる。H. Schmidt や Brady は、この時期の各帝国都市の対外政策が帝国都市の共同政策によって外から、また各都市の内部構造を反映する宗教改革の固有な発展によって内から規定されたことを指摘し、この内外両要因の相互関連性を追求する。従来の「宗教改革と都市」というテーマでの研究には、個別都市に視野を限定し、各都市の宗教改革の発展を規定した内部的諸要因を分析するものが多かった。これに対し、H. Schmidt らの研究は、宗教改革時代の帝国都市の対外政策を規定した都市内外の両要因の相互関連性を明らかにしようとする姿勢故に「宗教改革と都市」というテーマでの研究の視野を拡大するに資するものと思われる。

## 2 スイス=フランス傭兵契約同盟

—チューリヒの場合—

### 山本雅通

1815年のウィーン会議において、「永世中立国」として承認されるまでのスイスの中立政策は、傭兵の提供を主目的とする諸外国との同盟外交を基軸としたものであった。これら諸同盟の中で、外交政策のみならず、スイス社会全般に互って最も大きな影響を与えたものが、1521年に始まるフランスとの同盟、すなわち「フランス同盟 Franözösischen Allianz」である。この同盟は、1792年、パリのテュイルリー宮においてスイス傭兵が虐殺された「八月十日事件」を契機に破棄されるまで続いた。

スイスの中立政策と同盟外交、なかでも傭兵制が有した意味を問うのが現下のテーマであるが、今回の報告においては、スイスを構成する18のカントン（州）の中で、唯一「フランス同盟」への参加を約90年に互って拒み続けたチューリヒの事情を検討することにより、「傭兵契約同盟」の問題点を抽出し、スイス近代社会において傭兵制が果たした意義を、いわばネガティブな面から明らかにすることを試みたい。

そのため、1521年の「フランス同盟」開始当時のチューリヒの状況を、(1)傭兵制に反対するツヴィングリの影響が濃い教会、(2)傭兵の主要な供給源であり、都市の支配を受けていた農村、(3)同盟に経済的利害を有するツンフト体制下の都市、以上の三点に留意して検討し、加えて1614年に同盟への参加にふみ切るまでの事情についても言及したい。

### 3 アルシュテット滞在期のトーマス・ミュンツァー

藤 井 潤

トーマス・ミュンツァー（1490?～1525年）は、ドイツのテューリンゲン地方の農民戦争の最も急進的な指導者であった。

彼の生涯で、その精神形成に決定的な影響を与えたおそらく最初の体験は、ルターの宗教改革（1517年開始）であろう。カトリック聖職者であったミュンツァーは、これを転機にルターに接近する。しかしその一方で独自に神学を発展させ、1521年末にはボヘミアのプラークで『プラーク宣言』を作成し、ルターの信仰義認論や聖書原理とは異なった神学をほぼ確立する。そして1523年3月から彼はザクセン選帝侯領のアルシュテットで、ルターとは別個の宗教改革を実践し始める。その後1524年8月中旬に帝国都市ミュールハウゼンに移り、翌25年春から始まったテューリンゲン農民戦争に反乱軍指導者の一人として参加し、フランケンハウゼン戦での敗北によって同年5月27日に諸侯軍によって処刑される。40年に満たない波瀾の生涯であった。

ミュンツァーの生涯の中でアルシュテット滞在期（1523年3月22日頃～1524年8月7日）は重要で興味深い時期である。この時期は、彼の神学が確立するプラーク滞在期と革命が実践されるミュールハウゼン農民戦争期にはさまれており、神学から革命実践への発展過程を知る上で大きな意味をもっている。また彼独自の宗教改革はアルシュテットで初めて本格的に実践される。彼は教会礼拝の改革に着手し、他方では礼拝関係、信仰問題に関する論文を出版し、彼の重要な論文はほとんどがすべてがこの時期に出版または起草、あるいは少なくとも構想されている。この時期こそ彼にとって知的、精神的にも最も多産な充実した時期であろう。

本報告ではアルシュテットでのミュンツァーの活動を見ていき、この時期の彼の改革に関して、通説を再検討しながら考えてみたい。

## 4 仮信条協定とシュトラースブルク宗教改革

渡 辺 伸

ドイツ宗教改革研究において、近来注目されている問題の一つに都市における運動の解明があるが、従来はまず1520年代の宗教改革が拡大していく時期に考察の焦点がおかれてきたと言えよう。

しかし南ドイツ・スイスの諸都市では、その後いわゆる「改革派」教会の建設、とくにその特徴とされる自律的教会訓練の制度の確立をめざす運動が展開された。この自律的教会訓練の考え方は、後にジュネーヴのカルヴァンの下で完成されていくものであるが、その確立をめざす運動は、シュトラースブルク市の宗教改革者M. ブツァーの言によれば、「第二の宗教改革」と位置づけられたものであり、検討に価する問題であると考えられる。

宗教改革の研究者B. メラーは、南ドイツ帝国都市のツヴィングリ主義の最盛期は、ブツァーの指導の下での1540年代であったと述べているが、改革派教会の建設に影響力をもったこのブツァーの膝元、シュトラースブルク市に着目すると、ここにおいては自律的教会訓練をめざす運動は「キリスト者の集会」運動という形をとって、1540年代、シュマルカルデン戦争前後の時期に活発化しているのである。

そこでここではこのシュトラースブルクの例をとりあげ、まずこの運動に至る状況を概観した上で、「キリスト者の集会」運動、そしてその活発化の契機となった仮信条協定の受け入れをめぐる問題を分析し、この理念が形成されてくる状況を、とくに市参事会との関係において明らかにする。そして従来紹介・検討されることの少なかった都市宗教改革のその後の展開の一端を考察することにした。

## 5 アルザスにおける 地域的アイデンティティの形成(1648—1815年)

内 田 日出海

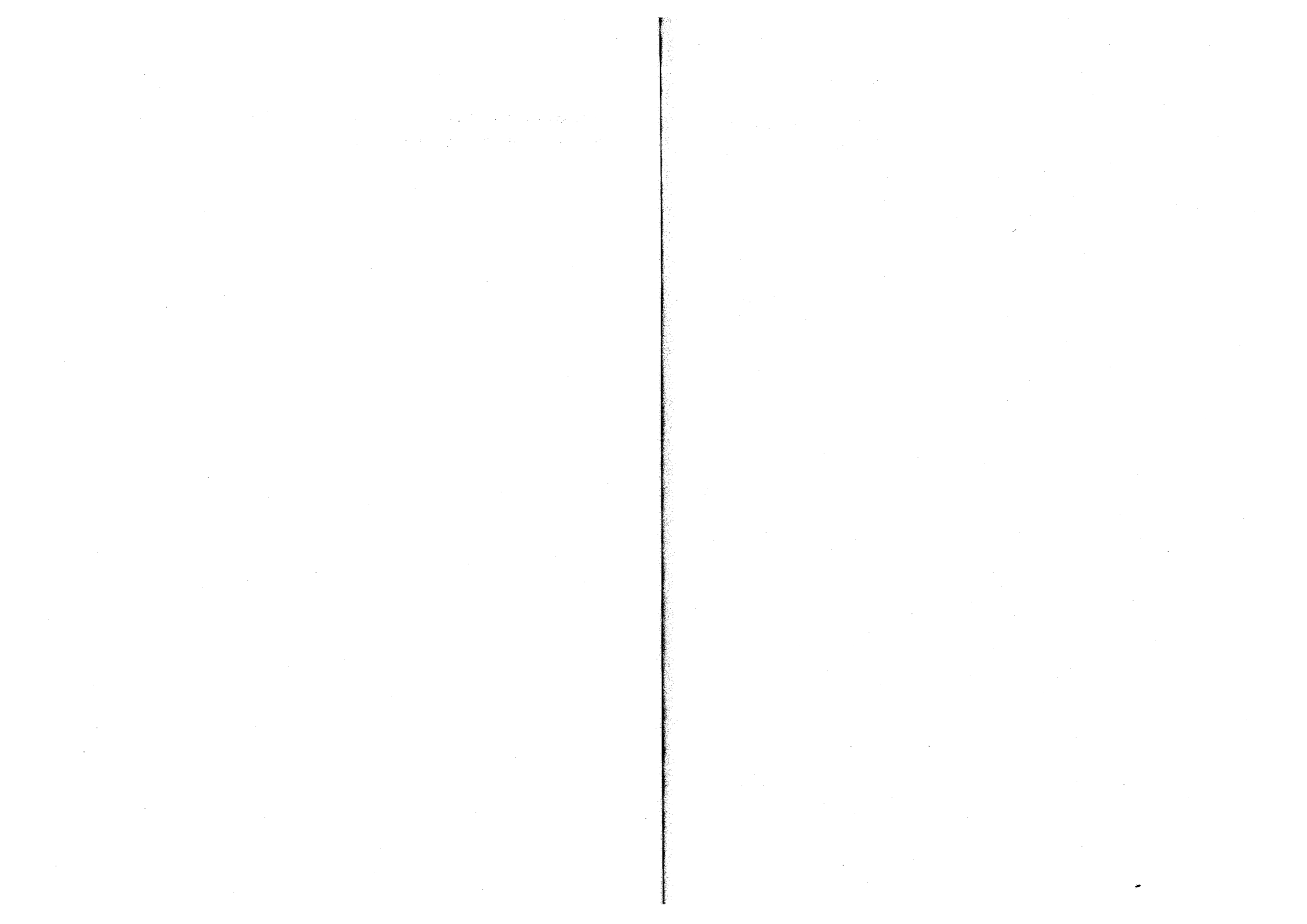
アルザスの歴史家ドランジェ (Ph. Dollinger) は、戦後まもない頃にものした一文のなかで—おそらく解放による昂奮もまださめやらないままに—アルザス人はドイツ語の方言をはなすけれども、300年もの間共同生活を行ってみて、いまやフランス国民に永久に統合されたいと感じていると述べ、フランスへの忠誠を謳い上げている。一方これより前、ビスマルクによる併合の時代にストラスブール大学にいたシュモラー (G. Schmoller) は、アルザスのフランスへの統合 (17世紀) はひとつの国民経済の“学校”にはいったという点でそれ自体としては進歩であったが、特に経済的繁栄が止まってしまったのは、フランスの国境 (ライン河) によってその自然的条件の大部分が人為的に分断されたからだと主張していた。

いったいアルザス人とは何なのか? アルザスのフランスの中での独自性は今日でもしばしば話題に上る。確かにアルザス人には、単なるアルザスにいるフランス人とは言えないところがある。われわれはその起源を人々の日常生活の視界が宮廷や国家にまでよく届かず、まだ地方の比較的狭い範囲に収まっていた17世紀から探り始めたいと思う。視点はできるだけ低く、地域に下ろしておく。1648年 (ウェストファリア条約) は勿論フランスとの“共同生活”の開始の年であり、1815年というのはこれをひとまずフランス人としての意識の確立の画期と見ているからである。

(1)都市や領邦の緩やかな集合体であったこの地域は、逆説的にも、大国の庇護の下でその一州として再編されることによってひとつのアイデンティティを受け取った。(2)受け取られた地方行政の枠組と“自然的条件”は、地方特権の存続のゆえに、シュモラーが考えた以上に一致し、経済的な意味では地域的凝集性はかえって高まった。(3)ためにフランスの同化政策は、言語、宗教、関税などの面で難航し、それぞれアルザス人を二分したまま18世紀まで進む。(4)しかし大革命と第一帝政期には、アルザスは特権を奪

われ、あるいは地域主義を止揚する新しい原理に対する希求が部分的にも高まって、フランス・ナショナリズムの中に埋没した恰好となっていく。





## 第 4 部 会

### 研究発表者

- 1 真 鍋 周 三 (高松高等予備校)
- 2 菅 原 秀 二 (北海道大学)
- 3 工 藤 光 一 (東京大学)
- 4 福 永 智 全 (広島大学)
- 5 高 田 実 (東北大学)
- 6 加 藤 義 明 (早稲田大学)
- 7 松 川 克 彦 (京都産業大学)

## 1 18世紀ペルーにおけるトゥパック・アマルの反乱の帰結

真鍋 周三

18世紀ペルー副王領では原住民による抵抗運動が各地で生じ、暴動、蜂起、反乱が頻発した。それらの発生件数は次第に増加してゆき、この渦は、1780年11月4日にシエラ南部クスコ司教区のティンタ地方から発生したトゥパック・アマル（Túpac Amaru, 1738～1781）の反乱によって最高潮に達した。この反乱ではクスコ司教区を中心にシエラ南部の広大な地域を舞台に強力な抵抗が試みられた。従来のペルーにおける抵抗運動の形態と最も大きく異なっていた点の一つは、原住民だけでなく非原住民層が大勢これに参加したことである。つまり、原住民をはじめクリオーリョ・メスティソ等多様な植民地人の統合・同盟による抵抗がくりひろげられた点である。

ところで、ペルーにおいてこの反乱に関する研究は1968年の革命軍事政権の成立以降急激に盛んとなり、トゥパック・アマルはペルー民族主義のシンボルとして再認識されるにいたったが、それはこの「統合・同盟」による抵抗の形態が高く評価されたことによる。

1781年4月、トゥパック・アマルら指揮者・幹部の多くは逮捕され、5月に処刑された。しかし反乱はなおも続行し、1783年になって終了する。1780年から1783年にわたったこの反乱は王権（王室）にいかなる影響を与えたのだろうか。そしてこれに対する王党派の対応策はいかなるものとなったのだろうか。一方この時期は、植民地時代最大の改革といわれるカルロス3世の改革がペルーにおいて軌道に乗り完遂されてゆく時期でもあった。そこで、この「対応策」とカルロス3世の改革とが密接に絡んでいるのではないかという視点が浮かび上がってくる。

そこで本報告では、反乱の背景ならびに反乱の展開過程（1781年まで）をふまえ、現代ペルーにおいて高く評価されているこの「統合・同盟」の行方を念頭において、王党派の対応策をカルロス3世の改革との関係で明らかにし、それを通して反乱の影響を考えてみたい。

## 2 イギリス革命期ロンドン民衆運動の一側面

—ロンドン徒弟層と「徒弟議会」をめぐって—

菅原 秀二

近年、「修正主義論」をめぐる論争のなかで、民衆の問題が、「議会」と「民衆」という新たな視角から、取り上げられるようになってきた。つまり、議会における政策決定に対する民衆の介入のあり方という問題である。この問題を念頭に置きながら、ロンドン民衆運動のあり方について検討してみたい。ロンドンが選ばれたのは、ここでは、直接ウエストミンスターに圧力をかけることが可能であった、という理由による。

しかし、ロンドン民衆運動の性格について、一定の合意が成立しているわけではない。そこには、二つの対立する見解が認められる。一方では、運動の主体を「中産階級」として捉え、その社会的結合の核を階級意識に求める研究がある。その際、ピューリタニズムが、民衆のイデオロギーとして措定された。他方の見解では、ジェントリ層の指導性が重視され、結合の軸として家父長制的構造が据えられる。この時、地方の慣習を守ることが、運動の目標となった。

現在、この二つの対立を乗り越えることが要請されていると言えよう。その意味で注目されるのが、ジェリントと民衆の媒介の位置にある地方の役人（J. P., constable, 等）を扱っている、最近の研究である。これらの研究には、民衆に直接対峙する装置・人物を通して、ジェントリ＝民衆関係を（議会＝民衆関係も含めて）再検討しようという契機が内包されているからである。

報告では、これらの研究に示唆を得つつ、ロンドン民衆運動の突出したグループとして、徒弟層の運動に焦点を搾って検討してみたい。その際、トマソンコレクションに収録されている徒弟層の請願類が分析の中心となる。また、この運動（「徒弟議会」）では、議会への侵入・要求の強制が焦点となる。この時、「議会」と「徒弟層」を媒介するものとして、ロンドンの民兵制度、それを統轄する民兵委員会が、重要な係わりを持つことになるだろう。

## 3

## 1851年12月蜂起の構造

—南仏プロヴァンス地方を中心に—

工藤光一

フランスにおける1848年革命の意味を農村から問い直そうとするとき、ルイ・ナポレオンのクーデタ直後に起った農民反乱の性格や構造の捉え方が、重要な焦点の一つとなる。この1851年12月蜂起を農民一揆の伝統との連続性において捉える見解は、多くの場合、第二共和政下の一連の政治過程によって農民運動にもたらされた変化をほとんど考慮に入れていない。そうした見解を批判し、この蜂起が、それまでの農民運動とは異なっており、共和派秘密結社に組織された政治的闘争という性格をもっていたことを強調したのはT. W. マーガダントの研究であった。だが、彼は、農民の世界の内在的な分析を必ずしも十分に行っていないため、そこから照らし出されるはずの、運動に内包された矛盾や緊張は浮かび上がってこず、蜂起の複合性を明確にするには至らなかった。本報告では、最大級の蜂起の生じた南仏プロヴァンス地方（主にヴァール県）を対象を限定して、この蜂起の複合的な構造を、主として蜂起の組織と意識の側面から捉えたい。

まず蜂起の組織について。共和派秘密結社は、決して調和的な組織構造をなしていたわけではなく、そこでは、ブルジョワ対民衆、組織指導の権威主義的原理対日常的な社会的結合関係の平等的原理、都市の指令部対農村の支部、といった諸矛盾が、重層的な緊張関係を形づくっていた。蜂起の展開にもこの緊張関係が反映しており、共和派地下組織は一体的に動いたのではなかった。次に蜂起の意識構造を分析すると、ブルジョワ急進派が掲げた「人民主権」の論理が、農民蜂起の正統性根拠ともなったが、農民においては、憲法擁護・クーデタへの抵抗という意識は希薄で、何よりも、ローカルな世界に「真の共和国」を即座に打ち立てることが意図された。この「共和国」の観念は、農民の日常生活世界の枠組の中で捉えられ、極めてローカルな意味付けをなされたものであった。農民にとって、「共和国」とは、ローカルな世界における日常生活上のさまざまな矛盾が一挙に解消される解放幻想であったといえよう。

## 4 イギリスの首都計画をめぐる政治：1888—1914年

福永智全

ロンドンの自治問題は19世紀から今日に至るまで一貫して第一級の政治問題であった。19・20世紀を通じたロンドンへの急激かつ偏った人口集中はこの事の一因である。そしてイギリスの地方自治制度を再編成し、近代的自治制度を創出したと言われている1888年地方自治体法によってロンドン市（City Corporation）の外にロンドン州議会（London County Council）が設立された時から、ロンドンには州議会とロンドン市との合併問題及び郊外の統合という2つの課題を抱え込み、この時期の首都計画は自由党・保守党をも巻き込んだ政治問題に発展したのである。

さて当該期のロンドン都市政治にかんする従来の研究では、人口集中・都市問題や階級対立の深刻化に対応しようとした都市社会主義と進歩派（Progressive）の活動に関心が集中し、これに対抗する勢力であった穏健派（Moderate）、リヴァリー・カンパニー、区会、教区会の有力者、及びロンドン内の地方税納付者の擁護団体等の活動に対して十分なスポットが当てられ、ロンドンの都市政治の中で彼らの位置づけが充分なされたとは言いがたいのである。近年のオーウェン、ヤングらの研究によってこれら諸勢力はロンドンの都市政治において一定の影響を持ち続け、19世紀半ばまで農村政党であった保守党の首都での進出に一役かっていた事が明らかにされてきている。

本報告ではこうしたオーウェンらの指摘に留意しつつ、世紀転換期における首都計画をめぐるロンドン内の地域的政治勢力と全国政党の動きを前記の州議会とロンドン市の合併問題、及び郊外の統合の問題に関して分析したい。その際、前者の問題に関しては、リヴァリー・カンパニーがロンドン全体及び帝国の中で果たしていた役割に注目したい。また後者の問題に関しては、ウェルズ、ウォラスらフェビアン協会に属する拡大ロンドン論者の構想とそれをめぐる州議会内外の動き、及び自由党の動向に注目したい。以上の分析によって帝国との関連が深かった都市政治の顕著な例をここに見出すことができよう。

## 5 失業予防論とイギリス労働党

—第一次大戦前におけるイギリス労働党の失業政策論—

高 田 実

報告者の当面の問題関心は、イギリス帝国主義体制内における労働党の意義と限界を、同党の政策論の側面から明らかにすることにある。報告者は、既にこの点について、失業政策論に限定し、1907～12年の「労働権」法案を素材として検討した（拙稿「第一次大戦前におけるイギリス労働党の失業政策論—『労働権』法案を中心として—」『西洋史研究』新輯14号、1985年）。しかし、労働党はその後、第一次大戦直前期に失業予防論を核とする新たな失業政策論を展開する。

そこで、本報告では、(1) 失業予防論の内容を、「労働省法案」(1911年)、「失業予防法案」(1913～14年)を素材として明らかにし、(2) その歴史的意義と限界を、①当該期の失業政策の展開、②労働党内における政策論作成主体の変化（ウェッジ夫妻の影響力増大）、③自由党急進派の失業政策論（特に「困窮予防法案」1910～14年、「失業法案」1911～14年）、④労働党の失業政策論の段階的变化、この四点との関連において検討する。

結論的に言えば、労働党は、1911年国民保険法の成立（「失業者救済策」の確立）を前提とし、同法をめぐる労働党内の分裂とウェッジ夫妻による「貧困撲滅闘争キャンペーン」の展開（『少数派報告』実現を目標）の中で、労働党政策論へのウェッジ夫妻の影響力の決定的増大に伴いつつ、地方を中心とした「失業者救済策」から、新たに設置さるべき「労働省」という国家機関を中心とした失業の予防（雇用の確保＝「雇用政策」）へと、その失業政策論の中心を移した。かかる失業予防論は、「雇用政策」を基軸とする第一次大戦後の同党失業政策論の萌芽的形成という意義を有すると同時に、ウェッジ夫妻に媒介されたが故の限界をも内包することになる。

## 6 ドイツ共産党の労働組合政策

— RGO 政策 —

加藤 義明

ヴァイマル共和国の崩壊期にあたる1929年以降、ドイツ共産党（KPD）は極左路線への転換を行った。KPD 第12回党大会（1929年6月9日～15日）では、「新たな革命的高揚の時期」が到来したとされ、また社会民主主義勢力はドイツのファッショ化の主要な担い手であるとされた。このような情勢分析に基づいて、KPDは社会民主主義勢力との闘争を通じて、労働者階級の多数派を獲得し、「下から」の統一戦線の形成を目指した。この目的を達成するために、KPDは経営内活動を重視した。労働組合に確固とした基盤を持たないKPDは、経営を中心に労働者階級の結集を試みたのである。そして、この活動の中核となる組織が革命的労働組合反対派（RGO）であった。

RGO活動の中心課題は、独自の経済闘争と政治闘争を通じて、社会民主主義系の労働組合指導者と労働者階級とを対立させ、RGOを労働者階級の多数派にすることであった。1929年11月30日・12月1日に開催されたRGOの第1回全国大会は、RGOの全国組織化を目指したものであり、RGO活動の事実上の出発点となった大会であった。またこの大会で、来る30年春の経営評議会選挙では、従来のような自由労働組合との共同リストではなく、独自の候補者リストによって選挙活動を行うことが決定された。このようなRGO活動は、当然のことながら自由労働組合の反発を招き、ドイツ労働運動統一の障害となった。また周知のようにKPDも、RGO政策によって労働者階級の多数派を獲得するという目的を達成することはできなかった。

本報告では、このようなRGO政策の背景と基本方針を、RGOの第1回全国大会の内容を検討することによって明らかにしていきたい。



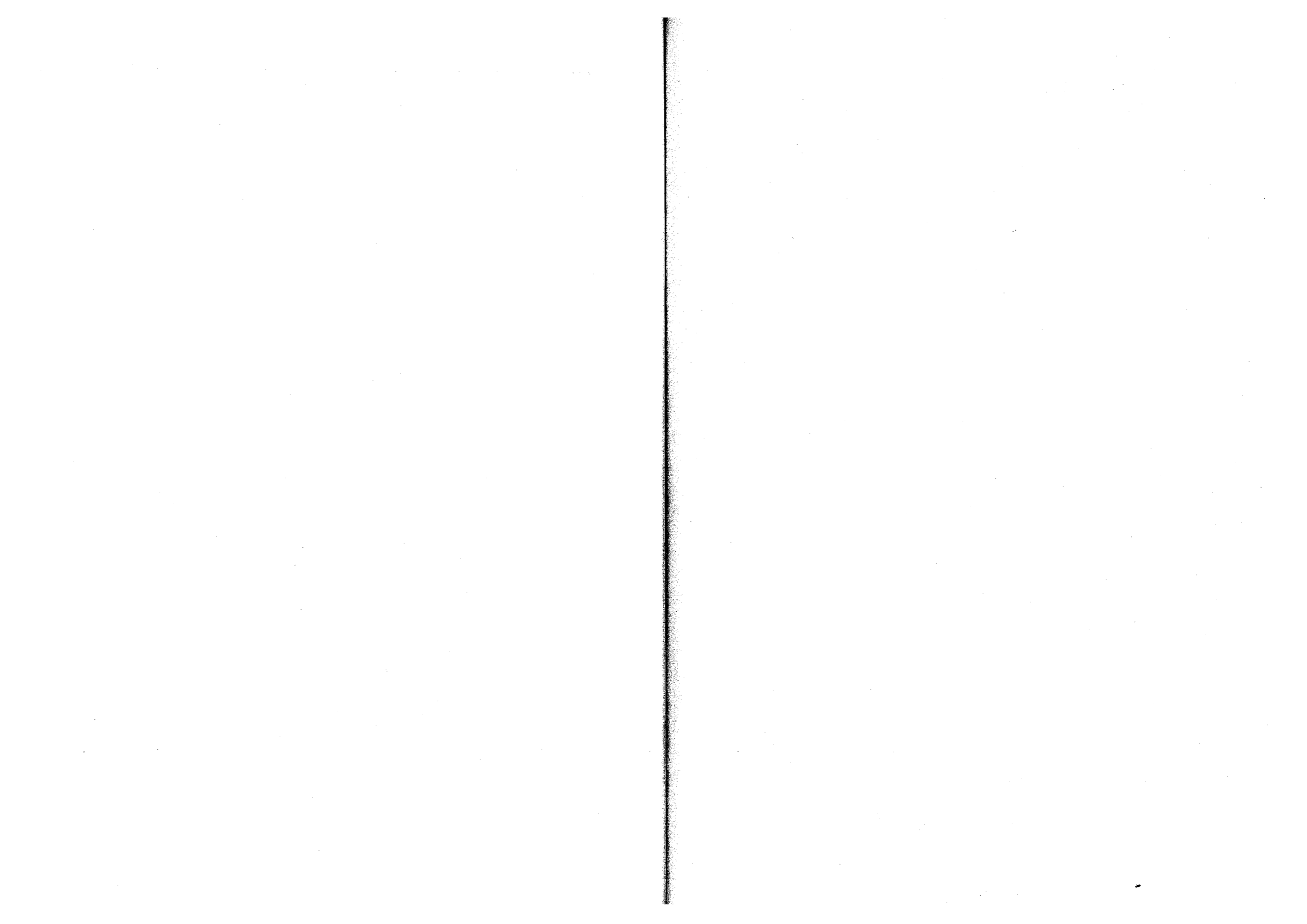
## 7 1939年、ポーランドの対イギリス政策

松川克彦

1939年3月、ヒトラーはプラハに入城し、次いでリトワニアのメーメルを併合した。さらにルーマニアに圧力をかけることによって、東欧・バルカン方面へ進出する形勢を示した。前年秋のミュンヘンで交わされた平和の約束の明白な違反にたいして、イギリスはその伝統的な対独宥和政策の見直しをはからざるをえなくなる。

その際イギリスが採用した方法は、東欧・バルカン諸国に保障を与え、これによってヒトラーに警告を発することであった。一連の被保障国の中でも中心的な存在となるのがポーランドであった。ドイツと対立しており、ルーマニアおよびハンガリーとは友好的な関係にあるポーランドは、東欧・バルカン防衛の要ともなる戦略的・政治的位置を占めていた。こうしてイギリス側は3月末に対ポーランド保障を宣言し、宥和政策と訣別する姿勢を示した。他方ポーランドもドイツから防共協定加盟の誘いをうけ、さらにダンツィヒ問題で圧力をうけており、これに対抗するためにイギリスに接近していく。こうして4月はじめにはポーランド外相ベックが訪英し、共同宣言が発せられる。この宣言を基礎にして、8月には相互援助条約がイギリスとの間で締結されることになる。

しかしながらこの同盟条約を締結するにいたった両国の意図は、大きく相違していた。この相違は、やがて9月1日にポーランドがドイツの攻撃を受けた時に明瞭になる。イギリスは、ポーランドからの度重なる援助要請にたいして、沈黙を守りつづけるのである。本報告は、4月の共同宣言から8月の同盟条約締結に至るまで、国際情勢の変化の中で、ポ・英両国がいかなる意図をもって接近していったのかを見ようとするものである。



## 第 5 部 会

### 研究発表者

- |   |       |          |
|---|-------|----------|
| 1 | 白井洋子  | (東京国際大学) |
| 2 | 浜文章   | (立教大学)   |
| 3 | 寺崎宣昭  | (神奈川大学)  |
| 4 | 川島正樹  | (立教大学)   |
| 5 | 田中きく代 | (関西学院大学) |
| 6 | 山田史郎  | (同志社大学)  |
| 7 | 森田英之  | (鹿児島大学)  |

## 1 ペンシルヴェニア植民地のインディアン「友好」政策について

白井 洋子

ウィリアム・ペンが1681年に国王チャールズ2世からの特許状を得て建設に着手したペンシルヴェニア植民地のインディアン友好政策は、クェーカー主義に基づく「聖なる実験」の柱のひとつとなっていた。そのためペンシルヴェニアでは、北米大陸のイギリス植民地のなかでは例外的であったが、近隣インディアン部族との長期にわたる平和を維持することができた。しかし、大陸制覇を賭けての英仏抗争が1750年代にフレンチ・インド・インディアン戦争（七年戦争）として頂点に達すると、ペンシルヴェニア植民地の西部一帯はフランス人に対するよりもそれまで友好関係にあったはずのインディアン部族を敵とする内陸戦の中心舞台と化した。

中部植民地地域のアングロ・インディアン関係においては、ペンシルヴェニア植民地の建設以前からすでに、ニューヨーク植民地とイロコイ五部族連合との軍事同盟に支えられた特異な平和・均衡状態が確立していた。この同盟はペンシルヴェニア領内のインディアン部族をもイロコイ連合の配下に位置づける性格のものであったため、ウィリアム・ペンによる独自の対インディアン友好政策はニューヨークのイロコイ優遇政策への挑戦とも受け取られた。しかしペンの死後、ペンシルヴェニア植民地はペンの理想に反して、ニューヨーク植民地以上に積極的にイロコイ優遇政策を取り入れた。ヨーロッパ移民の増大に備えて開拓地を「平和」的に拡大することが植民地の発展には不可欠であったが、そのために自治領内インディアン部族に対するイロコイの影響力を最大限に利用しようとしたからである。

本発表では、ペンシルヴェニア植民地のインディアン政策、とりわけ半世紀以上にもわたって保たれた植民地とインディアン部族との間の「平和」の実態について、またその「平和」の前提となったアングロ・インディアン関係におけるイロコイ優遇政策について、ウィリアム・ペンのインディアン政策の検討も含めて論じてみたい。植民地時代のインディアンとヨーロッパ人との関係については近年、文化人類学の分野からの研究

成果が著しいが、これらの成果を踏まえつつ史料を批判的に検討しなおすという作業を通して当時のアングロ・インディアン関係の本質を明らかにしたいと考える。

## 2 チェサピーク・アンド・オハイオ運河における アイルランド人移民と暴動

浜 文章

19世紀前半、アイルランドでのジャガイモの胴枯れ病が原因による飢饉の発生を契機として、アメリカへのアイルランド人移民が激増し、これらアイルランド人移民が産業革命期の不熟練労働力不足を補ったことは周知の所であるが、それ以前にも移民数のうちの相当数を占めていた彼らは、大量の労働力を必要とする運河建設や鉄道建設に集中し、苛酷な肉体労働に従事していたことも良く知られている所である。アイルランド人移民労働者が多数入り込んだ運河や鉄道建設の現場はそのほとんどが暴動や騒乱の舞台となった。それは合衆国ばかりでなく、カナダでもそうであった。

暴動は多くの場合、エスニック・グループの暴力的対立として現れるという点に特徴があった。この原因については賃金水準の低さや労働機会の争奪などが指摘されているが、十分明らかにされているわけではない。また、彼らが故国で身につけた社会的・文化的伝統、すなわち、プロテスタント地主に対抗する手段として集団的暴力を行使するというアイルランド農民運動の中で培われてきた伝統も視野に入れる必要がある。

本報告ではこうした点を念頭に置き、国家権力が労働紛争に介入した合衆国史上最初の事例とされている1834年の暴動を中心に、それ以後39年まで毎年繰り返される暴動を対象とし、エスニック対立を生み出す原因は何であったのかを探ってみたい。特に34年以後、労働者の賃金支払の為に発行された運河紙幣 (Canal Scrip) が労働者に如何なる影響を与えることになったのかを当時の金融状況とも関連させて探ってみたいと考えている。

### 3 アメリカ産業革命期におけるフィラデルフィア繊維工業の発展基盤

—ペンシルヴァニア州東部の市場構造の検討を通して—

#### 寺 崎 宣 昭

十八世紀を通して、フィラデルフィアはボストン・ニューヨークとならぶアメリカ合衆国における外国貿易の拠点として、また最大の人口を擁する政治の中心地、つまり事実上の首都として、アメリカ合衆国の政治・経済を動かす重要な役割をになった大都市であった。しかし十九世紀初頭、1807年の「出航停止令」から第二次対英戦争の終結までの間に外国貿易の激減およびそれに関連する産業が衰退へと向った。これと同時に、貿易商人たちの利害関心は、国内投資つまり商品投機、「西部」の土地投機そして製造業へと向けられたのである。この時からフィラデルフィアは商業（貿易）都市から工業都市へと変容していくのである。そしてフィラデルフィアと「西部後背地」を結ぶ運河開通を起点として、フィラデルフィア地区内—「都市」と「後背地」—の商品流通構造が形成され、1830年代中頃までにそれは完全に統合・確立されて、実質的に自給自足的再生産圏としての地区内経済構造が構築されたのである。フィラデルフィア繊維工業（とくに綿工業と毛織物工業）の発展基盤は、この経済構造の中にあるのであって、「西部」「南部」そして「東部」内での移出にあるのではないと考える。フィラデルフィア繊維工業は、ニューイングランド北部の紡織一貫工程による大量生産を行う近代的大工場の形態をとるものはほとんどなく、中小規模の工場であり、それぞれの工程がそれ専門の工場で行われていた。熟練職人によって良品の綿布・毛織物が生産され、経営はパートナーシップによって堅固に結ばれていたのである。その経営形態のなかに、われわれはニューイングランドの製造品の流入に対抗する姿をみることが出来るのではなからうか。

## 4 「アトランタ妥協」の再検討

—タスキーギ校をめぐるブッカー・T・ワシントンの黒人「自助」の展開—

川島正樹

ブッカー・T・ワシントンが米国黒人のリーダーとして台頭する19世紀末から20世紀初頭にかけては、南北戦争前後の黒人の抵抗思想がワシントンの融和主義などによって退潮を強いられた後に、ナイアガラ運動やNAACPによって徐々に復活する時代として把握しうる。しかしイデオロギー的「正統性」の脈絡を追うあまりこの時代が南部的融和主義が北部の黒人知識人を中心とする抵抗思想によって否定され乗り越えられる過程としてのみ単純化されるなら、差別隔離体制の確立の中で「自助」と相互の団結をよりどころに直接行動による抵抗の系譜をつなぎとめ、「公民権革命」に向けて長い準備のスタートをきる、南部のいわば差別の現場で生活した黒人民衆の主体的力量の軽視に陥りかねないだろう。

1950年から60年代にかけてのA・マイヤーらの研究によってアンクル・トムのワシントン像が修正されて久しい。さらに近年のL・R・ハーランの詳細な伝記的研究の結果、秘密裡に差別と闘いつつ「タスキーギ・マシーン」を駆使して権力の保持に努める「黒人ボス」としての実像が提示された。ハーランはアトランタ博覧会での演説に象徴されるワシントンの「妥協」の両側面、特に彼が南部黒人のために確保しようとした面への注目を喚起したが、それは従来のデュボイスやウッドワードの「アトランタ妥協」観に以下のような問題を投げ掛けたといえよう。ワシントンは「安価で従順な労働力」を提供することで北部産業資本家の援助を得ることができたのか。北部白人支持者の顔触れと意図に時代を追って質的变化はみられないか。彼が「妥協」によって確保しようとした黒人の特に農業での「自立」は「時代錯誤」的で、「妥協」の失敗はその「時代錯誤」性に帰すべきか。等々。本報告では「アトランタ妥協」を、ウイナーらの研究を踏まえて主に『ペーパーズ』に拠りつつタスキーギ校をめぐるワシントンの「自助」努力を中心に再検討し、彼が「妥協」によって南部の黒人民衆のために保持しようとした側面を

明らかにしたい。それは、彼の死後も長らく大半が南部の農村にとどまる黒人民衆の現実的要求に応えようとした、奴隷制を体験した最後の黒人リーダーの実像の一端を明らかにするとともにその融和主義の限界をも示そうとする作業であるが、同時にその限界が晩年のワシントン自身にどのように意識されたかにも触れ、黒人自身の公民権運動史にワシントンを位置づける試みの第一歩としたい。

## 5 アンテ・ペラム期の救貧政策にみられる ネイティビズムについて

田中 きく代

機会の国アメリカ合衆国は、世界中の抑圧された人々を救済するアサイラムとしての役割を果たした。しかし移民を攻撃する激しい動きも常に存在し、ネイティビズム（アメリカ国内に居住する外国系のものへの攻撃）の熾烈な表出がみられた。これは、後からきた移民たちがアメリカのものとはあまりにも異質な背景をもち、先住のものにたいして反抗的で同化しにくいと判断された場合とか、新しい移民の流入量がアメリカの既存の社会を脅かすほどにおびただしいと考えられた場合に表出した。つまり、ネイティビズムは、先住の多数派のものにとって不安の流出であると同時に、社会を制御する目的からなされた改革的な試みでもあった。

アンテ・ペラム期のアイルランド系移民は、特に大西洋岸の大都市に集中し、コレラの流行と死亡率の増加、貧困・犯罪・不衛生状況の増加といった社会不安をもたらした。また1850年ごろになると、東海岸諸州の救貧院・牢獄・孤児院といった公的施設収容者の大半をアイルランド系移民が占めるようになった。なかでも、救貧院に収容される被救済民の増加は、州財政の主要部分を占めた救貧費を増大させた。そこで、アメリカはもはや世界の救貧院たる必要はないという声各地であがり始めたが、各州ではこの声を受けて州を主体とする救貧政策の合理化が試みられた。これには、意欲的な施設改善なども含まれていたが、その主たる目的は救貧費の削減にあった。本報告では、特にマサチューセッツ州の場合を例に挙げて分析するが、この州では、後に Board of Charity に統合される「外国人移入民ならびに外国人救済民に関する委員会」が1851年に設けられて、州直営の救済施設を建造するなど行政改革にあたったが、同時に外国人で入所過剰になった救貧施設から好ましくないと判断した移民を国外追放して救貧支出の削減を試みた。



## 6 19世紀末アメリカにおける流浪失業者をめぐる

山田史郎

過去15年間の社会史研究が明らかにしたことの一つは、19世紀後半におけるアメリカ都市人口の著しい地理的流動性である。10年単位のセンサスでみるかぎり、住民のかなりの割合が定住することなく都市間を移動していた。このような流動人口の中には、専門職・熟練職・一般労働従事者とともに、tramp（「浮浪者」）と呼ばれる人々も含まれていた。これらの人々は、怠惰で働く意欲もなく、しかも多くの場合アルコール中毒におかされ、公的・私的救済を求めて流浪する逸脱者であると、当時一般に見なされていた。1873年の恐慌を契機に tramp の問題に関心を持ち始めたギルデッド・エイジの社会改革者たちも、従って、かかる人々が社会的、道徳的秩序を脅かすことのないよう法的に規制し、投獄する政策を支持した。

本報告の目的は、1870年代から90年代にかけて行われたいくつかの調査にもとづいて、tramp、すなわち流浪失業者の実態を明らかにすることにある。特に、人道的改革に従事した神学者 John J. McCook が1891年に行った、14都市の警察留置所に保護されていた1349人の tramp に関する調査を利用して、かれらの性別、年齢、出生地、職業、失業の理由などを集散的に分析する。

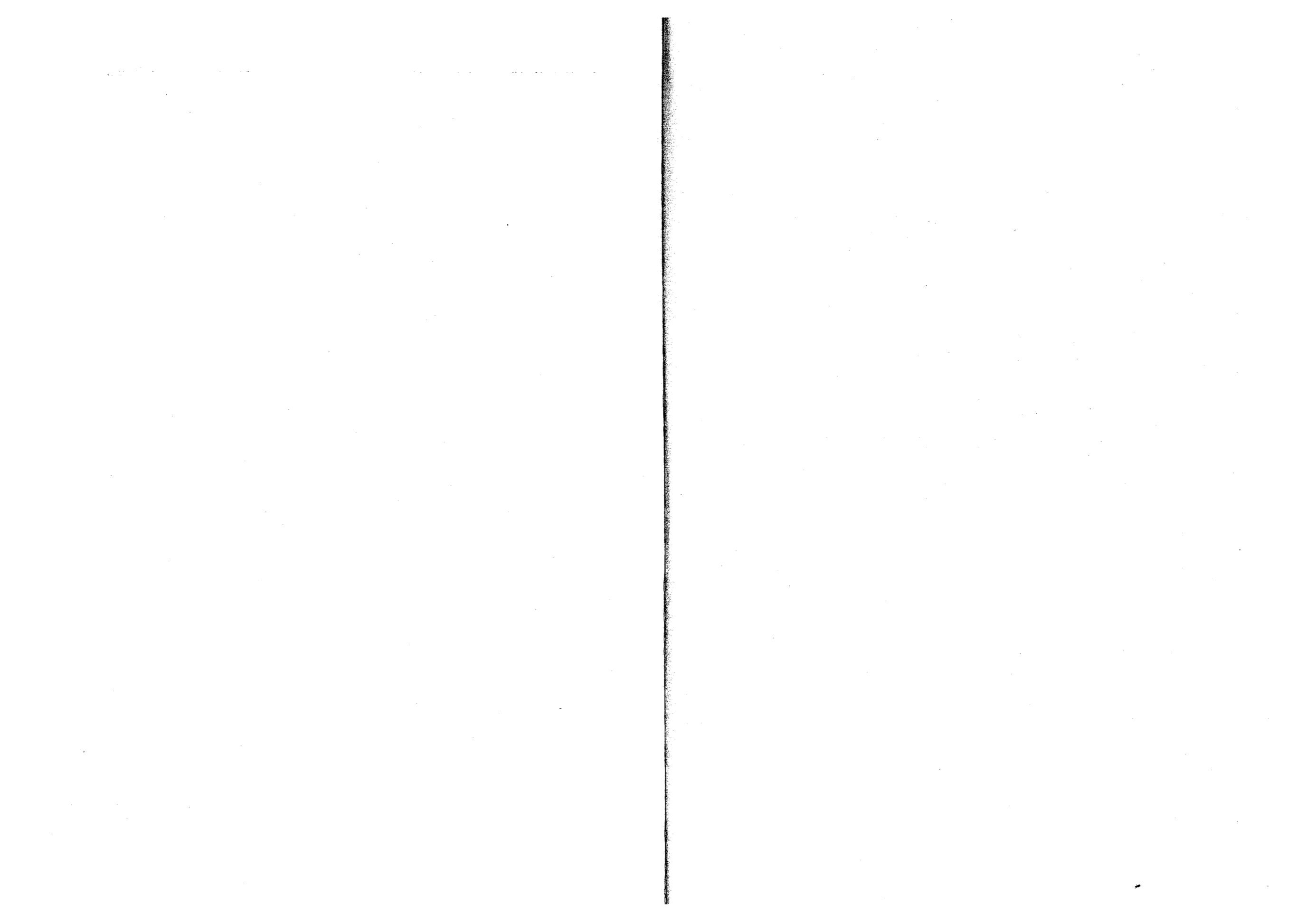
1893年の恐慌以後、ようやく経済構造＝失業の分脈において tramp の問題が理解され始めるが、本報告ではそのような「革新主義時代的」な現実認識への移行を把握する前提として、1890年代以前の改革者たちが抱いた流浪失業者のイメージと、当時の各種調査から導き出される実態とのギャップを検討したい。

## 7 アメリカにおける経済急進派知識人の戦後対日構想

森田英之

日米開戦後ほどなくしてアメリカ政府は、戦後日本を非侵略的で自由主義的な社会に創り変えようと決意した。1943年夏頃から国務省においてボートンを中心とする「日本派」グループは、天皇制の改革＝存置と軍国主義の除去による日本社会の民主化という政治改革プログラムを作成しつつあった。この国務省の方針に対し、日本の民主化＝平和化は単なる政治改革だけでは達成不可能であり、大規模な経済民主化政策の導入が不可欠であると主張する知識人のグループがいた。彼らの主張は、1944年末までには、世論の一角を形成するに至る。

戦後日本の経済構造を改革すべきであると主張するこのグループは「日本派」のそれとは異なる対日像を保持し、日本の拡張主義的対外政策の背景には財閥がいて、軍部と共にその政策推進に重要な役割を果たしていると考えた。すなわち財閥は、その構成員の中に個人としていかにすぐれた人格が見られるにせよ、組織としては軍部の力を利用して生活の向上を求める民衆の運動を弾圧し、窮乏させ、その結果農村地帯の地主制の存在と相まって国内市場を極端に狭めてきた。かくして財閥は軍国主義者と歩調を合わせ市場を求めて海外に拡張し、占領地から莫大な富を収奪し、経済力を集中させ支配力を強化してきた。したがって戦後日本の民主化には、農村改革と併せ財閥の解体が不可欠の要請となる。ニューディーラーを主体とする経済急進派の対日構想の概要はほぼ以上のものであったが、これらの見解は、政府の関係部局でも深い関心を持って購読された外交評論誌「アメラシア」や「パシフィック・アフェアーズ」誌上等で表明された。本報告は、1945年以降アメリカ政府の戦後対日構想に経済民主化の方針を導入させ、占領政策に質的転換をもたらすのに影響力を持ったと考えられる経済急進派知識人の戦後対日構想を明らかにしようとするものである。



〒860 熊本市黒髪2-40-1

熊本大学文学部史学科共同研究事務室内  
日本西洋史学会第37回大会準備委員会